

重要な会計方針

改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成 27 年 1 月 27 日改訂）並びに「独立行政法人会計基準」並びに「独立行政法人会計基準注解」に関する Q & A」（平成 28 年 2 月改訂）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第 4 3（注解 3 9）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第 8 条により、経過措置を適用しております。

1 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

（会計方針の変更）

運営費交付金収益の計上基準については、前事業年度まで費用進行基準を採用していましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、業務達成基準を採用しております。なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、経常損失及び当期純損失はそれぞれ 163,928,310 円減少しております。なお、行政サービス実施コストに与える影響はありません。

2 減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8 年～ 47 年
車両運搬具	6 年
工具器具備品	5 年～ 15 年

3 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

野菜勘定及び補給金等勘定は、役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。なお、畜産勘定、砂糖勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定は、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

（2）退職給付引当金

退職一時金については、役職員の期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

また、役員及び職員に対して厚生年金基金制度を設けておりましたが、厚生労働大臣から平成 26 年 10 月 1 日付けで厚生年金基金の代行部分について将来分支給義務免除の認可を受け、平成 28 年 3 月 28 日付で基金の解散の認可を受け、これによ

り、平成28年4月から確定拠出制度を設けました。なお、厚生年金基金については、現在、清算に向けた精査手続中です。

畜産勘定、砂糖勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定は、役職員の退職給付については運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付引当金は計上しておりません。

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

4 たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による低価法によっております。

5 法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準

砂糖生産振興資金

独立行政法人農畜産業振興機構法附則第6条第1項の業務に必要な経費等に充てるため、財務及び会計に関する省令附則第2条第1項に定める基準に基づき計上しております。

6 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的債券

① 取得差額がないもの

原価法（売却原価は先入先出法により算定）によっております。

② 取得差額があるもの

償却原価法（定額法、売却原価は先入先出法により算定）によっております。

(2) 関係会社株式

移動平均法による原価法（持分相当額が下落した場合は、持分相当額）によっております。

なお、取得原価と持分相当額との差額は、投資評価引当金として計上し、翌期に洗替えております。

(3) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

7 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

9 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成29年3月末利回りを参考に0.065%で計算しております。

10 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

11 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております。

注記事項

1 貸借対照表

(1) 財源措置が運営費交付金によって行われる賞与引当金の見積額

108,702,633 円

(2) 財源措置が運営費交付金によって行われる退職一時金に係る退職給付引当金の見積額

1,388,950,631 円

(3) 固定資産（電話加入権）の減損について

①減損を認識した固定資産の種類、帳簿価額等の概要

種 類	1 回線当たり帳簿価額	回 線 数	帳簿価額
電話加入権	13,812 円	149 回線	2,058,100 円

②減損の認識に至った経緯

市場価格が下落している状況にあるため。

③損益計算書における計上金額

回収可能サービス価額が帳簿価額を上回っているため、減損損失は計上しておりません。

④回収可能サービス価額の概要

NTT 東日本の公定価格 38,880 円（1 回線当たり）を再調達額とした使用価値相当額が正味売却価額（223 千円）を上回るため、使用価値相当額（5,793 千円）を回収可能サービス価額としております。

2 損益計算書

ファイナンス・リースが損益に与える影響額は 25,479 円であり、当該影響額を除いた当期総損失は 5,201,677,757 円であります。

3 キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金	389,887,067,433 円
うち定期預金	189,200,000,000 円
(差引) 資金残高	200,687,067,433 円

4 行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額

計上額	△79,034,368 円
うち国からの出向職員分	15,631,894 円

5 有価証券関係

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：円)

区 分	期 末 に お け る	期 末 に お け る 時 価	差 額

	貸借対照表計上額		
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	77,410,617,369	80,942,086,000	3,531,468,631
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	6,197,636,853	6,127,170,000	△70,466,853
合 計	83,608,254,222	87,069,256,000	3,461,001,778

(2) 事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当なし

(3) 時価評価されない有価証券 (単位：円)

区 分	貸借対照表計上額
① その他の有価証券	
○ 非上場株式	2,245,574,071
合 計	2,245,574,071
② 関係会社株式	
○ 関連会社株式	5,831,715,064
合 計	5,831,715,064

(4) 満期保有目的の債券の期末日後における償還予定額 (単位：円)

区 分	1 年 以 内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年 超
国債・地方債等	2,200,000,000	35,100,000,000	30,150,000,000	4,600,000,000
社債	300,000,000	6,800,000,000	4,500,000,000	0
合 計	2,500,000,000	41,900,000,000	34,650,000,000	4,600,000,000

※国債・地方債等＝国債、地方債、政府保証債、財投機関債

6 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

役員について役員退職手当支給規程、職員については職員退職手当支給規程による退職一時金制度及び確定拠出制度を設けております。

役員及び職員に対して厚生年金基金制度を設けておりましたが、厚生労働大臣から平成26年10月1日付けで厚生年金基金の代行部分について将来分支給義務免除の認可を受け、平成28年3月28日付けで基金の解散の認可を受け、現在、清算に向けた精査手続中です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務 1,908,405,000 円

期末における退職給付債務	1,908,405,000円
(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
期首における年金資産	1,908,405,000円
期末における年金資産	1,908,405,000円
(4) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	
期首における退職給付引当金	2,094,489,484円
退職給付費用	33,577,501円
退職給付引当金戻入益	△ 8,004,626円
退職給付への支払額	△ 250,983,497円
期末における退職給付引当金	1,869,078,862円
(5) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
積立型制度の退職給付債務	1,908,405,000円
年金資産	△ 1,908,405,000円
積立金制度の未積立退職給付債務	0円
非積立型制度の未積立退職給付債務	1,869,078,862円
小計	1,869,078,862円
運営費交付金の財源措置があるため 引き当てなかった額	△ 1,388,950,631円
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	480,128,231円
退職給付引当金	480,128,231円
貸借対照表に計上された負債と資産 の純額	480,128,231円
(6) 退職給付に関連する損益	
退職給付費用	33,577,501円
運営費交付金の財源措置があるため 繰入できなかった額	△ 29,753,984円
支出時に費用処理した額	
職員の退職一時金	122,559,334円
合計	126,382,851円
退職給付引当金戻入益	△ 8,004,626円
運営費交付金の財源措置があるため 戻し入れできなかった額	1,860,912円
合計	△ 6,143,714円

(7) 確定拠出制度

拠出額

29,159,147 円

7 持分法損益等

(1) 関連会社に対する投資の金額

5,831,715,064 円

(2) 持分法を適用した場合の投資の金額

8,716,759,688 円

(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額

17,990,401 円

8 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、短期的な資金運用については独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、金融機関への定期預金等で行っております。また、1年を超す資金運用については、同規定等に基づき国債・地方債等で行っております。

なお、交付金の支払資金の一時不足となる場合に、主務大臣により認可された借入限度額の範囲内で、金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	389,887	389,887	—
(2)未収金	1,990	1,990	—
(3)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	83,608	87,069	3,461
(4)短期借入金	(22,584)	(22,584)	(—)
(5)未払金	(11,696)	(11,696)	(—)

(注) 単位未満を切り捨てて記載しております。

(注) 負債に計上されているものは、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収金、(4) 短期借入金、及び(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記は、「5 有価証券関係」を参照下さい。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額 2,245 百万円）及び関係会社株式（貸借対照表計上額 5,831 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを

見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。また、受入保証金（貸借対照表計上額 1,969 百万円）については、返還時期の確定が行えないため、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

9 不要財産に係る国庫納付

区 分	内 容	
(1) 不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	① 資産の種類 畜産業振興資金 (畜産自給力強化緊急支援事業) ② 帳簿価額 840,430,575 円	① 資産の種類 畜産業振興資金 (肉用牛肥育経営緊急支援事業) ② 帳簿価額 297,970,376 円
(2) 不要財産となった理由	平成 21 年度補正予算事業については、交付要綱において残余を国に納付することとなっているため、予め返還金等については国庫納付を行うものとして管理。	平成 23 年度予算により措置された当該事業については、交付要綱において残余を国に納付することとなっているため、予め返還金等については国庫納付を行うものとして管理。
(3) 国庫納付等の方法	現金による現物納付	現金による現物納付
(4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	無し	無し
(5) 国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	無し	無し
(6) 国庫納付等の額	840,430,575 円	297,970,376 円
(7) 国庫納付等が行われた年月日	平成 28 年 10 月 3 日	平成 28 年 4 月 27 日 平成 28 年 7 月 28 日 平成 28 年 10 月 28 日 平成 29 年 1 月 30 日
(8) 減資額	無し	無し

区 分	内 容	
(1) 不要財産として	① 資産の種類	① 資産の種類

国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	畜産業振興資金 (原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業) ② 帳簿価額 59,206,368 円	畜産業振興資金 (自給飼料生産性効率向上支援リース事業) ② 帳簿価額 166,686,662 円
(2) 不要財産となった理由	平成23年度予算により措置された当該事業については、交付要綱において残余を国に納付することとなっているため、予め返還金等については国庫納付を行うものとして管理。	平成20年度補正予算により事業を特定して措置された当該事業に係る返還金等については不要であると認められるため。
(3) 国庫納付等の方法	現金による現物納付	現金による現物納付
(4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	無し	無し
(5) 国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	無し	無し
(6) 国庫納付等の額	59,206,368 円	166,686,662 円
(7) 国庫納付等が行われた年月日	平成28年4月27日 平成28年10月28日	平成28年10月3日
(8) 減資額	無し	無し

区 分	内 容	
(1) 不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	① 資産の種類 畜産業振興資金 (畜産経営維持緊急資金融通事業) ② 帳簿価額 7,128,746 円	① 資産の種類 畜産業振興資金 (畜産経営力向上緊急支援リース事業) ② 帳簿価額 1,368,979,569 円
(2) 不要財産となった理由	平成21年度補正予算により事業を特定して措置された当該事業に係る返還金等については不要であると認められるため。	平成24年度補正予算により事業を特定して措置された当該事業に係る返還金等については不要であると認められるため。
(3) 国庫納付等の方法	現金による現物納付	現金による現物納付

法		
(4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	無し	無し
(5) 国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	無し	無し
(6) 国庫納付等の額	7,128,746 円	1,368,979,569 円
(7) 国庫納付等が行われた年月日	平成 28 年 10 月 3 日	平成 28 年 10 月 3 日
(8) 減資額	無し	無し

区 分	内 容	
(1) 不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	① 資産の種類 畜産業振興資金 (飼料自給力強化支援事業) ② 帳簿価額 1,945,900 円	① 資産の種類 畜産業振興資金 (飼料穀物備蓄対策事業) ② 帳簿価額 96,726 円
(2) 不要財産となった理由	平成 24 年度補正予算により事業を特定して措置された当該事業に係る返還金等については不要であると認められるため。	平成 24 年度補正予算により事業を特定して措置された当該事業に係る返還金等については不要であると認められるため。
(3) 国庫納付等の方法	現金による現物納付	現金による現物納付
(4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	無し	無し
(5) 国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	無し	無し
(6) 国庫納付等の額	1,945,900 円	96,726 円
(7) 国庫納付等が行われた年月日	平成 28 年 10 月 3 日	平成 28 年 10 月 3 日
(8) 減資額	無し	無し

区 分	内 容	
(1) 不要財産として 国庫納付等を行っ た資産の種類、帳 簿価額等の概要	① 資産の種類 畜産業振興資金 (畜産収益力向上緊急支援リ ース事業) ② 帳簿価額 500 円	① 資産の種類 畜産業振興資金 (畜産収益力強化緊急支援事 業) ② 帳簿価額 208,419,140 円
(2) 不要財産となっ た理由	平成25年度補正予算により 事業を特定して措置された当該 事業に係る返還金等については 不要であると認められるため。	平成26年度補正予算により 事業を特定して措置された当該 事業に係る資金の未使用分につ いては不要であると認められる ため。
(3) 国庫納付等の方 法	現金による現物納付	現金による現物納付
(4) 譲渡収入による 現金納付等を行っ た資産に係る譲渡 収入の額	無し	無し
(5) 国庫納付等に当 たり譲渡収入によ り控除した費用の 額	無し	無し
(6) 国庫納付等の額	500 円	208,419,140 円
(7) 国庫納付等が行 われた年月日	平成28年10月3日	平成28年10月3日
(8) 減資額	無し	無し

区 分	内 容	
(1) 不要財産として 国庫納付等を行っ た資産の種類、帳 簿価額等の概要	① 資産の種類 畜産業振興資金 (畜産高度化支援リース事 業) ② 帳簿価額 5,848,187,498 円	① 資産の種類 土地及び建物 ② 所在 埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ 崎三丁目299番1 ③ 数量 土地 211.57 m ² 建物 2 戸 ④ 帳簿価額 (減損後) 土地 30,300,000 円 建物 1 円

(2) 不要財産となった理由	当該事業に係る返還金等については不要であると認められるため。	独立行政法人の宿舎見直しに関する実施計画（平成 24 年 12 月 14 日行政改革担当大臣決定）に基づき、当機構が保有する宿舎について、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められたため。
(3) 国庫納付等の方法	現金による現物納付	譲渡収入による現金納付
(4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	無し	土地 37,600,000 円 建物 0 円
(5) 国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	無し	912,480 円
(6) 国庫納付等の額	5,848,187,498 円	36,687,520 円
(7) 国庫納付等が行われた年月日	平成 28 年 10 月 3 日	平成 28 年 10 月 14 日
(8) 減資額	無し	32,400,000 円

10 セグメント情報

すべての勘定は、それぞれ単一セグメントによって事業を行っているため、開示すべきセグメント情報はありません。

11 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

12 重要な後発事象

該当事項はありません。